

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 26 号

◎知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（施行日：令和 4 年 2 月 25 日）

知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 47 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

令和 4 年 2 月 21 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第 2 条第 1 項中、「注」を「(注 1)」に改める。

同条同項第 2 号の様式の次に次を加える。

(注 2) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について (通知)」(令和 4 年 1 月 18 日国鉄事第) によるものは、第 7 条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 10 条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注 1 に掲げる様式による療育手帳に代わるものとするができる。